

電子決裁の推進について

（「電子決裁移行加速化方針」（案）（7月20日（金）デジタル・ガバメント閣僚会議決定案）のポイント）

1. 文書管理システム（総務省が各府省に提供）の改修

（1）決裁終了後の文書修正禁止

⇒内閣府が定めるルールを、速やかにシステムに反映（決裁後の文書修正ができないよう改修）

（2）一部の決裁について電子決裁への移行のために付加すべき機能等（例：閲覧者の限定、府省をまたぐ決裁）

⇒システム改修等により31年度までに対応

2. その他電子決裁の推進

【現状】電子決裁率91.4%。（28年度） ※ただし、電子決裁可能なシステム等が整備されていないものは母数外。

【今後】システム整備等により、電子決裁化を推進。

（1）国民からの申請等に基づく決裁（資料の提出が紙で行われるもの）（例：補助金・許認可申請）

⇒デジタル・ガバメント実行計画に基づく「**手続オンライン化**」「**添付書類の撤廃**」を進め、これに合わせて電子決裁化。

（2）業務システムが文書管理システムに接続せず、独自の決裁機能も持たない業務（例：外務省、防衛省等の業務システム）

⇒独自の電子決裁システムの整備又は文書管理システムへの接続を検討。（ただしセキュリティ確保が優先）

（3）現場職員に端末が配備されていない又は安定的なネットワーク環境がない業務（例：自衛官、海上保安官、刑務官等）

⇒業務の効率化に資する場合には、端末配備等を行って電子決裁化。

（4）会計関係業務（例：契約書、請求書等、紙の書類に基づく業務）

⇒官庁会計システム等と連携する電子決裁基盤を構築し、電子決裁化。（33年度目途）

※進捗状況は、デジタル・ガバメント実行計画に基づく各府省「**中長期計画**」の改定・フォローアップの一環として把握。